

大和市告示第82号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月28日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する
要綱

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年大和市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「含む。）ひとり親家庭の親及び児童」の次に「の学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職につなげるため、当該ひとり親家庭の親及び児童を、「対し」の次に「予算の範囲内で」を加え、「を実施することにより、当該ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職につなげていくことを目的」を「の実施について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条の見出しを「（給付金の支給の対象となる者）」に改め、同条中「事業の対象者」を「給付金の支給の対象となる者」に改め、「いう。）」の次に「が次条に規定する対象講座を受講する場合における当該ひとり親家庭の親」を加える。

第4条第1項中「応じて、それぞれ」を「応じ、」に改め、同項第2号中「第9条において」を「以下」に、「支払費用」を「対象費用」に改め、同号ただし書中「に合格時給付金を加えた額」を「（受講開始時給付金の支給を受けた場合にあつては、受講修了時給付金及び受講開始時給付金の合計額。以下この号において同じ。）及び合格時給付金の合計額」に、「場合は、」を「場合の支給額は、500,000円から当該」に、「及び合格時給付金の支給額の合計額は、500,000円」を「の額に相当する額を控除した額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第8条において」を「以下」に、「対象者が対象講座の受講のために現に支払った費用（以下「支払費用」という。）」を「対象費用」に改め、「相当する額」の次に「（受講開始時給付金の支給を受けた場合にあつては、その額から当該受講開始時給付金の額に相当する額を控除した額）」を加え、同号ただし書中「額」の次に「（受講開始時給付金の支給を受けた場合にあつては、当該額に当該受講開始時給付金の額に相当する額を加えた額）」を、「支給額は200,000円」の次に「（受講開始時給付金の支給を受けた場合にあつては、200,000円から当該受講開始時給付金の額に相当する額を控除した額）」を加え、同号を同

項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 受講開始時給付金（対象者が対象講座の受講を開始した時に支給する給付金をいう。以下同じ。） 対象者が次条の規定により給付金算定の対象となる費用（以下「対象費用」という。）に10分の3を乗じて得た額に相当する額。ただし、当該額が75,000円を超える場合の支給額は75,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

第5条第1項中「支払費用として受講施設の長が証明する次に掲げる費用」を「対象者が対象講座の受講のため現に支払った次に掲げる費用（受講施設の長が証明するものに限る。）」に改める。

第6条中「対象者であって、」を削り、「ひとり親家庭の親」を「者」に改め、「日をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第8条の見出し中「受講修了時給付金」を「受講開始時給付金」に改め、同条第1項中「対象者の受講修了日（受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日をいう。）」を「受講開始時給付金の支給を受けようとするときは、対象者の受講開始日」に改め、「（以下「支給申請書」という。）」を削り、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「支払費用」を「対象費用」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「（以下「支給決定通知書」という。）」を削る。

第9条を次のように改める。

（準用）

第9条 前条の規定は、受講修了時給付金について準用する。この場合において、同条第1項中「受講開始日」とあるのは「受講修了日（受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日をいう。）」と、同条第2項第1号中「受講対象講座指定通知書」とあるのは「受講対象講座指定通知書及び受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講した講座（科目）の全ての修了を認定する受講修了証明書」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、合格時給付金について準用する。この場合において、同条第1項中「対象者の受講開始日から起算して30日以内」とあるのは「文部科学省が発行した合格証書に記載されている日付から起算して40日以内」と、同条第2項第2号中「受講施設の長が、対象費用について発行した領収書（当該受給希望者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受給希望者用控に受講施設が必要事項を付記したものを含む。））」とあるのは「文部科学省が発行する合格証書の写し」と読み替えるものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、受給希望者（対象者が児童である場合は、当該児童を含む。次項において同じ。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により受給希望者が暴力団等に該当するときは、第7条に規定する対象講座の指定を行わない。

別表中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第4条、第8条及び第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の行為とみなす。

3 新要綱第4条、第8条及び第9条の規定は、適用日以後に修了する対象講座（新要綱第3条に規定する対象講座をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に修了した対象講座については、なお従前の例による。